

広報 たまの 12

2010
No.1120

目次

- P2 住宅用火災警報器
- P4 協働のまちづくり基本条例
- P5 公共施設整備委員会
- P6 市税等滞納整理強化月間
- P7 市からのお知らせ
- P9 選挙投票時間の変更、市長まちかど出前トーク
- P10 講座・募集のお知らせ
- P12 「ののちゃん」市のイメージキャラクターに
- P13 玉野市成人式
- P14 掲示板
- P17 文化センターガイド
- P18 子育て応援ページ
- P20 相談のページ
- P21 保健のページ
- P22 年末年始ごみ・し尿収集等のお知らせ
- P23 暮らしのガイド
- P24 タウンニュース

住宅用火災警報器

設置期限まで

あと
6
か月

火災で「逃げ遅れ」による死者を少しでも防ぐために、消防法が一部改正され、新築住宅については既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器を設置するよう義務化がスタートし、新築以外の既存の建物についても、平成23年5月31日までに設置するよう義務付けられています。

①どこで買えるの？

消防設備の取扱店(消火器販売店等)、家電販売店やホームセンターなどで扱っています。

②買うときに気をつけることは？

メーカーや機種によっては、性能や価格に若干の差がありますが、目安として、感度や警報アラーム音量などが国の基準に合格した「NSマーク」が付いた機種がおすすです。



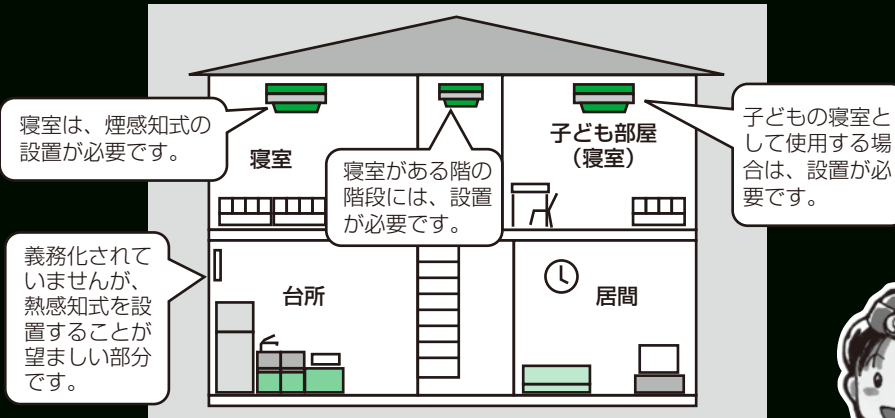
③なるべく安く買いたいのですが…？

共同購入がおすすです！

同じ製品であれば、個人よりも一括で大量に購入することで製品の単価が安くなる場合があります。町内会や自治会で相談し、共同購入することをおすすします。



住宅用火災警報器ってどの部屋に付けるの？



2階以上の部屋に寝室がある場合は、階段にも必ず設置してください。



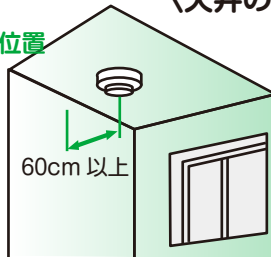
各部屋での取り付け位置(例)は次のとおりです。



〈天井の場合〉

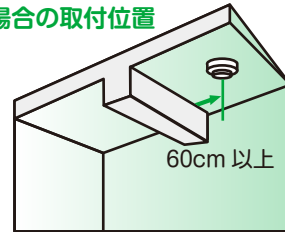
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



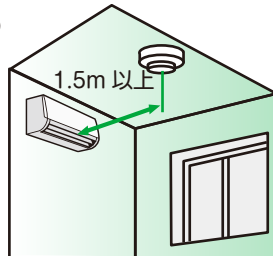
▼梁などのある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



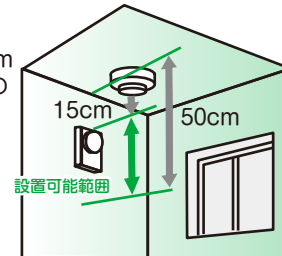
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



助成制度があります

市では、次の人を対象に火災警報器の購入助成(自己負担があります)を行っています。

■対象

- 障害者
 - 重度身体障害者のみの世帯
 - 重度知的障害者のみの世帯
 - これに準ずる人
 - 高齢者
 - 低所得の寝たきり高齢者
 - 低所得のひとり暮らし高齢者
- 詳しくは、社会福祉事務所(☎32-5556)にお問い合わせください。

●悪質な訪問販売にご注意ください。契約、押印は断りましょう。

●住宅用火災警報器は、クーリングオフできる商品です。

※クーリングオフとは…

割賦販売・訪問販売などによって契約を締結した人が、契約書を受け取ってから一定期間内ならば申し込みを撤回し、契約を解除できる制度のことです。

安心・活力・支えあい
みんなので築く自立都市
をめざして

協働のまちづくり基本条例

を制定しました



まちづくりの主体は「あなた」

「玉野市協働のまちづくり基本条例」は、協働のまちづくりを進めるための原則などを分かりやすく定めたルールで、平成23年4月1日から施行します。

キーワードは3つ

協働

市民、市議会、市が、それぞれの役割や責任を理解し、目的と情報を共有し、対等な立場でお互いに協力しながらともにまちづくりを進めていくことが大切です。

参加

地域を良くしていくためには、身近なところで行われているまちづくり活動に、皆さんが参加することが重要です。そして、行政はそのような地域の自治活動を支援していきます。また、市の仕事の計画の策定、実行、評価の各段階において、皆さんは参加する権利があり、条例によってこのことを保障しています。

情報共有

協働を進めるためには、市民の皆さんと行政が持っている情報をお互いに共有することが重要です。そして、情報を共有することでお互いが補完、協力してまちづくりを進めることができるようになります。そのために、市は情報を分かりやすく公開していきます。

協働Q&A

Q. そもそも「協働」って何？

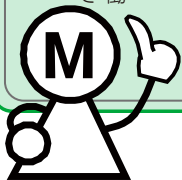
A. 異なる組織が一つの目標に向かって、企画、運営を協力して行うことはもちろん、責任と役割を分担し、意見を交わしてお互いに理解し合いながら取り組みを進め、成果を共有することです。

Q. 「協働」ってどんなことが求められるの？

A. 市民の皆さんと行政や企業などが協働し、それぞれの得意分野を活かし、力を合わせることで、一人だけでは解決することが難しい課題に取り組み、解決したりすることができるようになります。

また、市民の皆さんの意見や考えを、より一層まちづくりなどに反映させることができます。

次号では、協働の取組例について紹介します。



■問合せ／総合政策課 ☎32-5505 FAX32-5507
Eメール seisaku@city.tamano.okayama.jp

これからの公共施設は何が必要か！

玉野市公共施設整備委員会

市内には市民会館をはじめとする老朽化した施設が多く存在します。また、美術館のように存在しない施設もあります。これからの玉野市を考えた時、市民の皆さんにとって本当に必要な施設は何なのか、市の財政状況や人口規模からどのような規模が適正かなどを、市が持つ情報をフル活用して検討する、市民による委員会「玉野市公共施設整備委員会」が11月1日にスタートしました。

<p>借金</p> <p>施設の整備には 借金がつきもの</p>	<p>必要性</p> <p>市民全体にとって 本当に必要か</p>	<p>妥当性</p> <p>利用率に 見合った規模か</p>	<p>利便性</p> <p>誰にとっても 利用しやすい施設か</p>
---	--	---	---

第1回会議では

市民会館の老朽化が激しく、駐車スペースが少ないなどの意見や、他にも図書館がバリアフリーになっていない現状や市が保有する絵画の展示場所がないなどの意見もあり、今後の会議では、まず、市民ホールとして複合機能を持った施設を中心に検討することとなりました。



●●市の市民会館すてきじゃった。

あなたのご意見、聞かせてください！

今後の委員会を進めるための参考として、市民の皆さんのご意見を募集します。

〒706-8510 宇野 1-27-1 総合政策課
☎32-5505 FAX 32-5507 Eメール seisaku@city.tamano.okayama.jp

ここは不便すぎて、我慢できない！

利用率が低いなら一元化しては？

この施設は古いけど、修繕で十分。

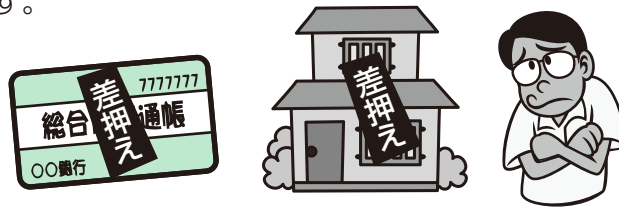
12月は市税等の**滞納整理強化月間**です

～市税・保険料等は納期限内に納めてください～

市税は、教育や福祉の充実・道路や公園の整備など、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めるための貴重な財源です。

そこで市は、市税等の負担の公平性を確保し、納税・納付意識の高揚を図るため、12月を滞納整理強化月間と定めています。

市税や各種公共料金等の納期限が過ぎているにも関わらず納付のない場合は、督促状や催告書などを送付します。それでも納付がない場合は、預貯金・給与・生命保険・不動産・国税還付金などの差押えを行うこととなります。



※差押えはその処分を受ける個人、又は法人の生活・経済活動に影響を及ぼす大変厳しい処分です。

納期限を忘れても大丈夫なように



口座振替をお勧めします！

口座振替とは、ご登録いただいた口座から納期の末日に自動的に納付されるものです。

※預金残高不足の場合は、別途通知書を送らせていただきます。

納期限内に納付が難しい場合は…



納付相談にお越しく下さい！

やむを得ない事情により、納付することが困難な場合は、納付のご相談を受け付けておりますので、お気軽に担当課までお問い合わせください。

休日開庁日・時間延長日にも、納付相談を受け付けています。

■休日開庁日／毎月第1日曜日 8時半～17時15分 ※平成23年1月2日は閉庁

■時間延長日／毎週水曜日 8時半～19時

■場 所／市役所1階窓口

■問合せ／税務課（市県民税・固定資産税・軽自動車税）☎32-5511

保険課（国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）☎32-5528

※使用料・負担金等は各担当課へお問い合わせください。

◆◆ 市からのお知らせ ◆◆

事業者の皆さんへ
電子申告はじまります

これまで郵送や窓口で行っていた地方税の申告などの手続きが地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用することで、オフィスからインターネット経由でできるようになります。

■サービス開始予定／12月20日(月)

■利用時間／8時半～21時（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

■利用できる税目／法人市民税、固定資産税（償却資産）、個人住民税（給与支払報告書など）

■利用方法／初めて利用する場合は、エルタックスのホームページで利用届の提出が必要です。

既にほかの地方公共団体に電子申告を行っている場合は利用届を提出する必要はありませんが、利用自治体に玉野市を追加する手続きが必要です。

詳しくは、エルタックスホームページ
<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

■問合せ／税務課
☎32・5510

市民病院職員募集

■職種／薬剤師

■採用予定人員／1人

■年齢要件／昭和50年4月2日以降に生まれた人

■資格要件／薬剤師免許を有する人

※資格要件は、平成23年3月末までに卒業・資格取得見込みの人を含む。

■申込締切／12月7日(火)

■第1次試験／12月17日(金)

※受験案内は、市民病院、市役所人事課、文化センター、各市民センターで配布します。

※募集内容は、市及び市民病院ホームページに掲載しています。

■申込み・問合せ／市民病院事務部
☎31-2101

水道の各種手続きは
お済みですか？

使用していない水道の
中止手続き

長期間使用しない水道は中止の手続きをしましょう。そのままにしていると、全く使用していなくても基本料金がかかります。

また、引越しによる中止の場合も、日程が決まり次第、前もって中止の手続きをしてください。

使用者の名義変更

使用者名義人の死亡や転出などにより名義人が変更する場合は、速やかに連絡してください。水道課への届け出がないかぎり、使用量のお知らせ票や納付書の宛名等はそのままの表示になります。

共通

届け出は、水道庁舎2階事務所窓口、又は電話で受け付けます。

◆問合せ／水道課
☎33・9666

下水道は
大切に使いましょう

台所・水洗便所など、下水道を快適に使うため、次

の点にご注意ください。

○天ぷら油などの廃油・新聞紙・紙おむつ・生理用品など、管が詰まるおそれがあるものは流さないでください。

○ガソリン・シンナー・灯油など引火性のあるものは、流さないでください。

○調理くずなどを細かく砕いて流す器具（ディスポージャー）の単体での使用は、大量の生ごみを下水道に流すことになり、下水道管や処理場の維持管理上、困りますので、絶対に使わないでください。

■問合せ／下水道課
☎32・2777

工業統計調査に
ご協力を！

経済産業省では、工業統計調査を12月31日現在で実施します。12月中旬から調査員が対象事業所にお伺いしますので、ご協力をよろしくお願いします。

調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な

基礎資料や、企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材などに利用されます。

調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

■問合せ／総務課
☎32・5516

第5回
若手経営者と語る会

毎回講師を代え、定期的
に開催します。

■日時／12月10日(金) 18時

■場所／産業振興ビル3階
技術研修室

■講師／株式会社アール・ケア 代表取締役
山根 一人 氏

■内容／社長就任時の経験談や経営哲学などを講師からお話しいただいた後、参加者全員で企業経営全般について意見交換します。

■対象／市内企業の若手経営者・後継者、経営幹部を目指している人 など

■参加費／無料

■申込方法／事前に電話でお申し込みください。

■申込み・問合せ／商工観光課
☎33・5005

◆◆ 市からのお知らせ ◆◆

ご存知ですか?
強化週間・強化月間

年末・年始の
交通事故防止県民運動

気をつけて 無事故で過ごそう 年末年始

■実施期間／12月1日(水)～平成23年1月3日(月)

■重点目標／

- 高齢者の交通事故防止
- 薄暮時間帯・夜間における交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 暴走運転の追放

無事に新年を迎えるためにも、この運動期間中に家庭・地域・学校や職場で交通安全について話し合い、

文化・スポーツ顕彰表彰式



平成22年度玉野市文化・スポーツ顕彰表彰式が行われ、6個人・1団体の皆さんが受賞されました。

【左2番目から(敬称略)】

功労賞	邦楽	近藤 忠夫
功労賞	表装文化	藤田 加壽子
栄光賞	空手	岡本 小町
栄光賞	ソフトボール	小林 勇太
特別賞	漫画	一条 ゆかり
特別賞	空手	富 博隆
特別賞	バレーボール	玉野市(地区)家庭婦人バレーボール連盟築港チーム

■問合せ／生涯学習課 ☎32-5577

みなんで交通事故のない市にしましょう。

■問合せ／玉野市交通安全対策協議会(市民活動支援課内) ☎32・5567

玉野警察署交通課 ☎32・0110

■人権週間(12月4日～10日)

毎年各種人権啓発行事等を通じて、人権尊重思想の普及啓発のための全国的な啓発活動を展開しています。

「第62回人権週間」を記念して、特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。

■日時／12月6日(月) 9時～12時

■場所／市役所1階 市民

相談室

■相談担当／人権擁護委員

■相談内容／いじめ、暴力差別、虐待、離婚、相続名誉、信用、プライバシーに関わる問題、ご近所とのトラブルなど

■問合せ／市民相談室 ☎32・5506

福祉のまち
チャレンジフェア

障害者週間 12月3日(金)～9日(木)

■場所・日時／

○市役所会場(1階ロビー)
・展示コーナー(障害者作品展) 12月3日(金)・6日(月)～9日(木) 8時半～17時15分

・相談コーナー(身体・知的)

精神・発達障害の相談支援) 12月3日(金)・6日(月) 10時～12時

○メルカ会場

・展示コーナー(障害者・高齢者作品展) 12月4日(土)・5日(日) 10時～16時 3階メ

ルカホール1

・販売コーナー(作品等の販売) 12月3日(金)～5日(日) 10時～16時 1階サブコー

ト

■問合せ／福祉のまちチャレンジフェア実行委員会(社会福祉協議会内) ☎31・5601

近代和風建築調査にご協力ください!

この調査は文化庁が実施する事業で、現存する伝統的技法・様式を用いた近代和風建築の所在と内容を調査し、今後の保護・活用の基礎資料とするものです。

市内に次の調査対象にあてはまる建築物がございましたら、お知らせください。

■建築年代／明治元年～昭和20年

■構造的特色／伝統的様式や技法で建てられた木造建築物(一部洋風の様式が用いられているものも含む)

■種類／

○住宅等(住宅、民家、旅館、料亭、商店、別荘等)

○公共建築等(病院、銀行、学校、工場、倉庫等)

○宗教建築等(寺院の本堂、庫裏・客殿・事務所、神社の本殿・拝殿・社務所等)

※これら建築物と一体になって保存されるべき門、塀、蔵等を含む

■問合せ／生涯学習課

☎32・5577
Eメール syogai@city.tamano.okayama.jp @city.tamano.okayama.jp

「ウォームビズ」に取り組もう!

市では、地球温暖化防止及び省エネルギー対策の一つとして、暖房温度の設定を20℃とすることで電力の使用を節減し、二酸化炭素の排出削減を図るなど、「ウォームビズ」に取り組んでいます。

事務所やご家庭においても、服装などを工夫することで、できるだけ暖房に頼らないライフスタイルを心がけましょう。

■問合せ／生活環境課 ☎32・5520